

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事は、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の供給を促進することにより、高齢者の居住の安定の確保を図るため、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）の供給を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則及び制度要綱において使用する用語の例による。

(補助金交付の対象となる事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、認定事業者による次に掲げるものとする。

- (1) サ高住の建設
- (2) サ高住への既存住宅等の改良

2 補助対象となるサ高住は、国又は市町村の補助金の対象となっている部分を除く。

(サ高住の整備に係る補助金の額)

第4条 サ高住の整備に要する費用に対する補助金（以下「整備事業補助金」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 国のスマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成27年4月9日国住心第228号）第3第1項第8号に規定するスマートウェルネス計画に基づく整備を行う場合

- ① サ高住の建設

整備事業補助金の額は、次の算定式により算定した額とする。

$$A = B \times 1 / 5$$

A：整備事業補助金の額

B：地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱（平成19年3月28日付け国住備第161号。以下「国対象要綱」という。）第4条に掲げる住宅の建設に係る費用（特定工事費及び調査設計計画に係る費用を除く。）

ただし、整備事業補助金の額は、国対象要綱第4条に掲げる住宅の建設に係

る費用の5分の1以内とし、当該額が1戸当たり200万円を超える場合にあっては、200万円を限度とする。

② サ高住への既存住宅等の改良

整備事業補助金の額は、次の算定式により算定した額とする。

$$A = B \times 2 / 3$$

A : 整備事業補助金の額

B : 国対象要綱第5条（用途の変更を伴う場合）に掲げる住宅の改良に係る費用

（用途の変更を伴わない場合は、国対象要綱第6条に掲げる住宅の改良に係る費用（調査設計計画に係る費用を除く。））

ただし、整備事業補助金の額は、国対象要綱第4条に掲げる住宅の建設に係る費用の3分の2以内とし、当該額が1戸当たり200万円を超える場合にあっては、200万円を限度とする。

(2) (1)以外の場合

① サ高住の建設

整備事業補助金の額は、次の算定式により算定した額とする。

$$A = B \times 1 / 10 + C \times 2 / 3 - C \times 1 / 10$$

A : 整備事業補助金の額

B : 国対象要綱第4条に掲げる住宅の建設に係る費用（特定工事費及び調査設計に係る費用を除く。）

C : 高齢者が安心して快適に住み続けられるために特に配慮された措置（以下「配慮措置」という。）相当額

ただし、整備事業補助金の額は、国対象要綱第4条に掲げる住宅の建設に係る費用の5分の1以内とし、当該額が1戸当たり200万円を超える場合にあっては、200万円を限度とする。

② サ高住への既存住宅等の改良

整備事業補助金の額は、次の算定式により算定した額とする。

$$A = B \times 1 / 3 + C \times 1 / 3$$

A : 整備事業補助金の額

B : 国対象要綱第5条（用途の変更を伴う場合）に掲げる住宅の改良に係る費用

（用途の変更を伴わない場合は、国対象要綱第6条に掲げる住宅の改良に係る費用（調査設計計画に係る費用を除く。））

C : 配慮措置相当額

ただし、整備事業補助金の額は、国対象要綱第5条又は6条に掲げる既存住宅等の改良に係る費用の3分の2以内とし、更に当該額が1戸当たり200

万円を超える場合にあっては、200万円を限度とする。

③ 配慮措置の内容及び同相当額の算定方法は、別に定める。

- 2 第1項の算定による補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

第2章 整備事業補助金

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条の規定により、整備事業補助金の交付の申請をしようとする認定事業者は、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 建物概要表
 - (2) 事業費の算定方法の明細
 - (3) 工事設計書
 - (4) 工事費積算書
 - (5) 供給計画の認定通知書の写し
 - (6) スマートウェルネス計画に基づく整備を行う場合は、スマートウェルネス計画の写し
 - (7) 県税について未納がないことの証明書
- 2 前項の規定による申請書の提出期限は、サ高住の整備に着手する前とし、工事着手は、次条の規定による交付決定通知後とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) サ高住の構造、規模及び工期の変更
 - (2) 補助対象となる経費の変更を伴う事業の変更
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金等変更申請書(第3号様式)とし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、第7条第1項各号の書類のうち変更内容に係るものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金変更承認通知書(第4号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、次の各号の区分ごとに定める期限内に当該各号に定める事項を記載した鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業遂行状況報告書(第6号様式)を知事に提出することにより行うものとする。

(1) 毎年度4月、7月、10月及び1月の末日までに、前月末日までのサ高住の整備の進捗状況

(2) サ高住の整備が以下の工程に達した日から起算して10日以内にその旨

ア 工事の着手

イ 上棟(新たにサ高住を建設する場合に限る。)

ウ 工事の完了

2 前項に定めるほか、認定事業者はサ高住の整備が予定の期日以内に完了する見込みがなくなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績の報告)

第10条 規則第13条の実績の報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) サ高住の整備の全体が完了したときは完了の日から30日を経過した日又は事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業完了実績報告書(第7号様式)を知事に提出するものとし、当該報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

ア 補助金精算調書

イ 完了実績報告額の明細

ウ 工事請負契約書の写し

エ 工事完了写真及び施工状況写真

(2) サ高住の整備が翌年度にわたる場合は補助金の交付決定に係る年度の3月31日までに、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金年度終了実績報告書(第8号様式)を知事に提出するものとし、当該報告書に添付すべき書類は次のとおりとする。

ア 補助金精算調書

イ 年度終了実績報告額の明細

ウ 工事請負契約書の写し

エ 工事出来高写真

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付確定通知書（第9号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の規定による補助金の交付の請求は、額の確定後、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付請求書（第10号様式）を知事に提出して行うものとする。

- 2 整備事業補助金は、交付決定を受けた当該年度の事業費に対する事業進捗の割合を交付決定額に乗じた額を超えない範囲で、概算払により交付することができる。
- 3 前項の規定により、概算払を受ける必要がある事業者は、規則第16条第3項の規定に基づき、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金概算払申請書（第11号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に申請できるものとする。
 - (1) 工事出来高図書
 - (2) 工事既未済調書
 - (3) 工事出来高写真及び施工状況写真
- 4 知事は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を概算で交付する必要があると認めるときは、概算により支払う限度の額、その他必要な条件を付して鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金概算払承認通知書（第12号様式）により認定事業者に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた認定事業者は、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金概算払請求書（第13号様式）を知事に提出するものとする。

第3章 雑則

(鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業に係る補助金交付対象の承継)

第13条 認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継しようとする者は、知事の承認を受けて、本要綱に基づき当該認定事業者が有していた鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業に係る補助金の交付を受けることができる地位を承継することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金承継承認申請書（第14号様式）に、自らが当該承継の資格を有することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしたときは当該承認の申請をした者に鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金承継承認通知書（第15号様式）によりその旨を通知するものとする。

(財産処分の制限)

第14条 規則第21条ただし書きの規定により知事が定める財産の種類は、規則第16条の規定により整備費用補助金の交付を受けて建設又は改良されたサ高住とする。

2 前項の財産について、処分の制限を受ける期間は、当該サ高住の管理期間とする。

(証拠書類の保管)

第15条 規則第23条の別に定める期間は、管理期間終了後5年間とする。

(書類の様式等)

第17条 この要綱に定めるもののほか、申請等に必要な書類の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年3月3日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以降に交付の申請がなされた補助金等について適用し、同日前に交付の申請がなされた補助金等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付申請書

年度において、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業に要する費用について、補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 対象団地 名称
所在地
住宅の種類
認定年月日及び番号

2 補助金交付申請額 金 円

3 補助金交付申請額の算出方法

区分	当年度補助対象経費	補助率	当年度補助金交付申請額

4 事業完了の予定日 年 月 日

5 関係書類

- (1) 建物概要書
- (2) 事業費の算定方法の明細書
- (3) 工事設計書
- (4) 工事費積算書
- (5) 供給計画認定通知書の写し

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日
号
日
(建築課住宅政策室扱い)

殿

鹿児島県知事



鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度の鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額

円

2 交付の条件

補助金交付の条件は鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- ・当該サービス付き高齢者向け住宅の供給計画の変更が認定された場合、又は認定が取り消された場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金等変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度の鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額の変更の内容

- (1) 補助金交付申請額 円
- (2) 前回交付決定額 円
- (3) 変更増減額 円

2 変更の理由

3 補助金交付変更申請額の算出方法

区 分	当年度補助対象経費	補助率	当年度補助金交付申請額
	()		
	()		
	()		
	()		

(前回交付決定額を()に記載すること)

4 事業完了の予定期日 年 月 日

5 関係書類

- (1) 変更内容を証する書類

(注意)

- 1 5の関係書類及び添付書類は、すべて第1号様式のものを準用すること。ただし、変更内容に関係しない書類の添付は省略することができる。
- 2 前項の規定により準用する書式のうち、第1号様式の5の(3)に掲げる書類とその添付書類の記載に当たっては、変更内容が対比できるよう、前回決定内容を変更申請額の上段()書きで記載すること。
- 3 変更内容のうち、工事内容の変更を伴う場合は、1による添付書類のうち設計図書は、前回決定に係る設計図書に今回変更内容を赤色で記載すること。
- 4 補助金の額の変更を伴わない場合は、「1交付申請額の変更の内容」を「変更事項」とし、3の記入は必要ないものとする。

第4号様式（第7条第3項関係）

第 年 月 日
号
(建築課住宅政策室扱い)

殿

鹿児島県知事



鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

第5号様式（第7条第3項関係）

第 年 月 日
号
(建築課住宅政策室扱い)

殿

鹿児島県知事



鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、年 月 日付け第 号で交付決定を通知した内容を下記のとおり変更決定します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 事業完了の期日 年 月 日
- 3 交付の条件 年 月 日付け第 号で通知した交付決定通知書のとおり

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業遂行状況報告書

年 月 日付け で補助金交付決定のあった鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業の遂行状況について、鹿児島県補助金等交付規則第11条第1項および鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

（報告事項が第9条第1項第1号の場合）

1 報告事項

年 月末日現在における遂行状況（内容は別表のとおり）

（報告事項が第9条第1項第2号の場合）

1 報告事項

整備事業の着手・建物の上棟・工事の完了

2 報告事項の年月日

年 月 日

別表（第9条第1項第1号に係る報告の場合のみ）

事業進捗の状況

区 分		補助金交付決定の内容			事業進捗状況		
		全体事業費 (a)	前年度までの 事業費 (b)	当年度事業費 (c)	現在工事出来高 (d)	進捗率 (e) =(d/a)	当年度事業 出来高 (f) =(d-b)
全 体 工 事							
う ち 補 助 対 象 工 事	住 宅 の 建 設						
	住 宅 の 改 良						
	合 計					%	A %

第7号様式（第10条第1項関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定に基づき、下記の住宅に係る鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第13条及び鹿児島県高齢者あんしんすまい整備事業補助金交付要綱第10条第1号の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象団地 名 称
所 在 地

2 関係書類

- (1) 補助金精算調書（別紙1）
- (2) 工事完了写真
- (3) 建築基準法に基づく検査済証
- (4) 工事請負契約書の写し

補助金精算調書

認定事業者名：

団地名：

住宅の種類：

住宅の区分	区分	交付決定の内容			精算 対象事業費 d	精算対象額の明細				備考
		当年度事業費 a	補助率 b	補助金額 c		$e \times b$ e	過年度 受入済額 f	概算 受入済額 g	精算対象額 $\min(c, e-f) - g$ h	
	住宅建設									
	合計									

(記入上の注意)

- 1 当年度事業費、補助金額の欄は、当年度補助金交付の決定（変更決定を受けている場合は当該変更決定）の内容に従って記入すること。
- 2 概算受入額は、当該年度において概算払を受けている場合においてのみ記入すること。
- 3 完了実績報告額の算出方法の明細書を添付すること。

第 8 号様式（第 10 条第 1 項関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業年度完了実績報告書

年 月 日付け の交付決定に基づいて実施している下記の住宅に係る鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業の 年度末における実績について、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条第 2 項及び鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第 10 条第 2 号の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象団地 名 称
所 在 地

2 関係書類

- (1) 補助金精算調書
- (2) 年度完了実績報告額の明細
- (2) 年度末出来高写真
- (3) 工事請負契約書の写し

(別紙1)

補助金精算調書

認定事業者名：

団地名：

住宅の区分	区 分	全体計承認の内容	交付決定の内容			事業進捗の実績		年度末精算対象額の明細				備考
		全体事業費 a	当年度事業費 a	繰率 b	補助金額 c	工事出来高 d	補助対象 出来高 e	$b \times d$ f	過年度 受入済額 g	概算 受入済額 h	精算対象額 $\min(c, f-g)-h$ i	
	住 宅 建 設											
	合計											

(記入上の注意)

- 1 当年度事業費，補助金額の欄は，当年度補助金交付の決定（変更決定を受けている場合は当該変更決定）の内容に従って記入すること。
- 2 概算受入額は，当該年度において概算払を受けている場合においてのみ記入すること。
- 3 年度完了実績報告額の明細を添付すること。

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日
（建築課住宅政策室扱い）

殿

鹿児島県知事



鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で（年度完了）実績報告のあった鹿児島県高齢者あんしん
住まい整備事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第14条の規定により、
下記のとおり確定しました。

記

1 対象団地 名称
所在地

2 補助金の額

確定補助金	金	円
交付決定補助金	金	円
交付済補助金	金	円
精算補助金額	金	円
返還金額	金	円

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け建第 - 号の交付確定通知に基づく 年度鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名 年度鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金
- 2 団地名
- 3 請求金額及び支払場所

今回請求金額	円	
交付確定金額	円	
受領済みの概算払額	円	
支払場所	預金種別	口座番号
銀行	普通 当座 別段	
店		
(フリガナ)		
口座名義人		

第 11 号様式（第 12 条第 3 項関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金概算払申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった 年度鹿児島県
高齢者あんしん住まい整備事業補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び鹿
児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、
下記のとおり概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 年度鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金
- 2 団地名
- 3 概算払申請額 金 円

全体事業費	うち当年度事業費	当年度交付決定額	概算払受領済額	今回申請額	残額

- 4 概算払申請額の算出方法
別紙のとおり

- 5 関係書類
 - (1) 工事出来高図書
 - (2) 工事既未済調書
 - (3) 工事出来型写真

(別紙)

概算払申請額の算出方法

交付決定額	事業進捗率	概算払可能額	概算受領済額	今回申請額
	%			

事業進捗率の算出方法

補助対象区分	補助金交付決定の内容	事業進捗状況等				
	事業費 (a)	概算払い受領済み額 (b)	現在工事出来高 (c)	進捗率 (d) = (c/a)	事業出来高 (e) = (c-b)	進捗率 (f) = (e/a)
住宅の建設						
全体合計				%		A %

(注意)

対象事業の出来高明細書を添付すること。

第 12 号様式（第 12 条第 4 項関係）

第 号
年 月 日
（建築課住宅政策室扱い）

殿

鹿児島県知事



鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金概算払承認通知書

年 月 日付けで概算払の申請のあった鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金については、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第 12 条第 4 項の規定により下記のとおり概算で支払うことを承認しましたので通知します。

記

1 対象団地 名称
所在地

2 概算支払の限度額
金 円

3 概算払の条件

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

印

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号の交付決定通知書に基づく 年度鹿児島県
高齢者あんしん住まい整備事業補助金について概算払で交付くださるよう鹿児島
県補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名 年度鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金
- 2 団地名
- 3 請求金額及び支払場所

今回請求金額		
交付決定金額		
受領済みの概算払額		
未請求額		
支払場所	預金種別	
銀行	普通 当座 別段	
店		
(フリガナ)		
口座名義人		

第 14 号様式（第 13 条第 2 項関係）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所

氏名

鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金承継承認申請書

年 月 日付け 号で補助金交付決定通知のあった
年度鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業の補助金について、下記のとおり承
継の承認を受けたいので、鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要
綱第 13 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 交付決定の内容

団地名称

所在地

2 承継する理由

3 既交付決定者及び承継申請者氏名等

既交付決定者	住 所	
	氏 名	
承 継 申 請 者	住 所	
	氏 名	

4 添付書類

(1) 継承理由を証明する書類

第 15 号様式（第 13 条第 3 項関係）

建 第 号
年 月 日
(建築課住宅政策室扱い)

殿

鹿児島県知事



鹿児島県高齢者あんしん住まい整備事業補助金承継承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿児島県高齢者あんしん
住まい整備事業の補助金についての承継は、下記のとおり承認したので、鹿児島県
高齢者あんしん住まい整備事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により通知し
ます。

記

1 交付決定の内容

団 地 名 称

所 在 地

交付決定年月日及び番号

2 既交付決定者及び承継者氏名等

既交付決定者	住 所	
	氏 名	
承 継 者	住 所	
	氏 名	